

## 令和7年度 福井地方労働審議会

### 第1回家内労働部会 議事録

- 1 日 時：令和7年12月12日（金） 10時00分～11時30分
- 2 場 所：福井春山合同庁舎14階 第3共用会議室
- 3 出席状況：  
公益代表委員 森瀬委員、前田(聡)委員、諸隈委員  
家内労働者代表委員 杉田委員、中澤委員、前田(倫)委員(欠席)  
委託者代表委員 赤澤委員、井上委員、水島委員  
事務局 工藤労働基準部長、木村賃金室長、西村賃金室長補佐、三崎係員
- 4 議 事：（1）家内労働部会運営規程について  
（2）福井県の家内労働の現状について  
（3）第14次最低工賃新設・改正計画の実施状況及び第15次最低工賃新設・改正計画について  
（4）福井県眼鏡製造業工賃等実態調査結果等について  
（5）福井県眼鏡製造業最低工賃の改正決定の必要性の有無について  
（6）その他
- 5 閉 会

#### 西村賃金室長補佐

本日はお忙しいところ、御出席いただきありがとうございます。ただいまから、福井地方労働審議会第1回家内労働部会を開催させていただきます。

部会長が選出されるまでの間、事務局のほうで会議を進行させていただきますので、どうぞよろしくお願いたします。

最初に定足数について御報告します。家内労働者代表の前田(倫)委員が所用により御欠席、また、委託者の赤澤委員が若干遅れておりますが、御出席されるということをお伺いしております。

委員総数の3分の2以上、各側委員の3分の1以上の要件を満たしておりますので、本審議会は有効に成立しておりますことを御報告いたします。

次に、本日の傍聴者につきましては、会議の傍聴案内の公示を行ったのですが、傍聴の申込みはございませんでしたので御報告させていただきます。

それでは、お手元の配付資料に基づきまして、まず初めに工藤労働基準部長より御挨拶申し上げます。

工藤労働基準部長

労働基準部長の工藤と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

委員の皆様方におかれましては、日頃より、労働基準行政に御理解を賜り、また、本日はお忙しい中、当家内労働部会に出席いただきまして誠にありがとうございます。家内労働につきましては、長期的には減少傾向にございますけれども、福井県内では今なお約1,300人の家内労働者が物づくりを支えております。家内労働法はこれらの家内労働者の方々の労働条件の向上と、生活の安定を図ることを目的としておりますが、中でも最低賃金制度はその中心をなすものであると考えております。

現在、福井県内では衣服製造業、眼鏡製造業の2種類の最低賃金を設定してございます。本日は、会議次第にありますとおり、3か年の改正計画について、説明させていただくとともに、眼鏡製造業最低賃金額の改正の必要性を御審議いただきます。

委員の皆様方には、活発な御議論をいただき滞りなく結論が得られますようお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

西村賃金室長補佐

続きまして、本日の資料の確認をさせていただきます。水色の紙ファイル、本日会議次第、委員名簿ほか会議資料として資料目次が最初にございます令和7年度福井地方労働審議会第1回家内労働部会資料、別冊で令和7年度福井県眼鏡製造業賃金等実態調査結果の2種類となっております。御確認よろしくお願ひいたします。また、黄色のファイル挟ませていただいております。

続きまして、各委員の方々の御紹介をさせていただきます。資料の委員名簿を御覧いただけますでしょうか。

委員名簿、上から順に御紹介をさせていただきます。まず、公益代表委員といたしまして、森瀬明委員。

森瀬委員

森瀬でございます。よろしくお願ひします。

西村賃金室長補佐

前田聡子委員です。

前田(聡)委員

前田です。よろしくお願ひいたします。

西村賃金室長補佐

諸隈由佳子委員です。

諸隈委員

諸隈です、よろしくお願いいたします。

西村賃金室長補佐

家内労働者代表委員といたしまして、杉田公太郎委員です。

杉田委員

杉田です、よろしくお願いいたします。

西村賃金室長補佐

中澤健太委員です。

中澤委員

中澤です、よろしくお願いいたします。

西村賃金室長補佐

前田倫子委員は御欠席です。

委託者代表委員といたしまして、赤澤賢紀委員が遅れて御出席いただく予定です。

井上祥一委員。

井上委員

井上です、よろしくお願いいたします。

西村賃金室長補佐

水嶋基博委員。

水嶋委員

水嶋です、よろしくお願いいたします。

西村賃金室長補佐

続きまして、事務局についても、御紹介させていただきます。

工藤労働基準部長。

工藤労働基準部長

工藤でございます。よろしくお願いいたします。

西村賃金室長補佐

木村賃金室長。

木村賃金室長

木村でございます。よろしくお願いいたします。

西村賃金室長補佐

三崎賃金室員。

三崎賃金係員

三崎でございます。よろしく申し上げます。

西村賃金室長補佐

私、室長補佐の西村と申します。よろしくお願ひいたします。

続きまして、部会長及び部会長代理の選出に移りたいと思います。

部会長及び部会長代理の選出方法につきましては、事務局より説明させていただきます。

木村賃金室長

はい。それでは会長の選出について御説明いたします。着座にて失礼させていただきます。

まず資料でございますが、おめくりいただきますと、右下、それから左下、双方に「R7第1回家内労働ハイフン」ということで、その続きで頁数を振ってございます。

こちらのハイフン5頁に、御覧いただきますと、地方労働審議会令が入れてございまして、第6条の続きで、裏の6頁になりますと1行目でございますが、審議会令第6条第4項の記載があります。「部に部会長を置き、当該部に属する公益を代表する委員及び臨時委員のうちから、当該部に属する委員及び臨時委員が選挙する。」となっております。

これに関しましては、従来、あらかじめ公益委員の先生方で御協議いただきまして、御推薦いただくという方法を取っておりますけれども、今回もこのような方法でよろしいでしょうか。

(異議なし)

木村賃金室長

ありがとうございます。それでは公益委員の先生方には本選出に先立ちまして御協議をいただいておりますので、その結果といたしましては、部会長には本審委員である森瀬委員を御推薦いただくということで御報告いただいておりますので、委員の皆様の御推薦により決定していただいたということによろしいでしょうか。

(異議なし)

木村賃金室長

ありがとうございます。

次に、部会長代理の選出でございますが、同じく資料6頁の地方審議会令第6条第6項によりまして、「公益を代表する委員及び臨時委員のうちから、部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。」と

なっておりますので、この後、部会長より御指名をいただきたいと思  
います。

それでは、今後の議事進行を森瀬部会長にお願いいたします。

森瀬部会長

はい。福井新聞の森瀬でございます。部会長を務めさせていただきます。よろしく  
お願いいたします。座ってちょっと一言だけ申し上げますと、本審委員を  
務めているということで、部会長を務めさせていただきますけれど、今、  
日本というか、福井県を取り巻く経済状況を見ると、長い間デフレが  
続いてきて、失われた30年というような言い方がされてきましたけれど、  
昨今を見るともう物価が上がり、その中で、賃金も上げていかないと、  
という中で賃上げが続いてまいりました。まさにこのデフレから脱却  
できるかどうか。その最終局面というようなところにあるのじゃないか  
なと思う中で、賃上げだけじゃなくて、最低賃金も上がるというよう  
な中で、やっぱり地域経済の底上げとか持続可能な状態にしていくに  
は最低工賃、やっぱり家内労働というのも非常に大事な分野だと思  
いますので、ぜひ皆さん活発に御議論をいただいて、なおかつスム  
ーズに進みますよう、御協力のほどよろしくお願いいたします。

それから、部会長代理を私のほうから指名するというので、公益委  
員の諸隈委員に部会長代理をお願いしたいと思います。よろしくお願  
いします。

部会長代理、御挨拶を。

諸隈部会長代理

はい。ただいま部会長代理に御指名いただきました、弁護士の諸隈と  
申します。峯金委員の退任に伴いまして、新たに委員として選任して  
いただきました。様々な知見を持ち寄って、適切な結論を導いていただ  
きたく思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

森瀬部会長

それでは、ここから議題に入りたいと思います。

議題1、家内労働部会運営規程について、事務局から御説明をお願  
いします。

木村賃金室長

着座にて失礼いたします。運営規程につきまして御説明いたします。

資料につきましては、資料目次の次の頁がハイフン1ということでご  
ざいます。福井地方労働審議会家内労働部会運営規程でございます。第  
1条では福井地方労働審議会家内労働部会の議事運営は、厚生労働省組  
織令第156条の2、地方労働審議会令及び福井地方労働審議会運営規  
程に定めるもののほか、この規程の定めるところによるとされてお  
ります。

当家内労働部会の運営については、幾つかの規定に基づくこととな  
っております。具体的には、資料の2頁、開けていただいたところでござ

いますが、今ほど第1条に記載がある家内労働部会の上部機関であります、福井地方労働審議会の運営規程でございまして、資料3頁になりますと、同規程第7条によって準用いたします第5条、1行目からでございますが、第5条を見ていただきますと、会議は原則公開するとされております。

原則的には議事につきまして、会議は公開するということになっておりますが、公開することによって個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人、若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は会議を非公開とすることができると思っております。この規定に該当する家内労働部会の非公開の取扱いにつきましては、採決を取る場合に、これが該当すると思われま。

次に、第6条を御覧いただきますと、議事の署名に関する記載についてでございますが、以前は署名をいただいておりますが、この記載がなくなっております。議事録につきましては、出席されております委員の皆様へ御確認をいただきながら作成をしましてまいりたいと思っております。

第6条の第2項につきましてでございますけれども、議事録及び会議資料ということでございます。こちら原則公開ということになっております。発言者の氏名につきましては公開されますので、あらかじめ御承知おきを願います。

議事録及び会議資料は、一般の閲覧等の利用に供するほか、当局ホームページに掲載することとなりますので、よろしく願います。

なお、議事録につきましては、会議の公開と同様の基準により非公開とすることができると思っております。第6条第3項により、議事録を非公開とする場合には議事要旨を作成し公開するというような定めとなっております。

次に、同じく資料3頁の第10条でございますが、「部会長が委員である部会又は最低賃金専門部会が、その所掌事務について議決をしたときは、当該議決をもって審議会の議決とする。」ということでございます。

当家内労働部会につきましては、本審委員である森瀬部会長が今ほど選任されておりますので、当家内労働部会の議決はそのまま福井地方労働審議会の議決になるということをお知らせいたします。

なお、この議決の方法につきましては、資料5頁に、先ほど見ていただきました地方労働審議会令がございまして、めくっていただきました6頁の8条第2項、第3項において準用される第2項のところでございますけれども、「審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で、会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。」とされております。基本的には全会一致で議決していただくことが望ましいと思うわけですが、どうしてもという場合には多数決となることが定められているということをお知らせいたします。

私からは以上でございます。

森瀬部会長

ありがとうございました。ただいまの事務局からの説明について何か御質問、御意見等ございますでしょうか。いいでしょうか。

それでは、今、説明ありましたけど、採決については意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認め、非公開といたしますが、議事録は公開とするとして、皆さん、よろしいでしょうか。

はい。意見がないようですので、それでは採決については非公開として議事録は公開とすることといたしたいと思えます。

次に、議題2、福井県の家内労働の現状について、事務局から御説明をお願いします。

木村賃金室長

はい。では最初に、県内の家内労働の現状につきまして御説明をさせていただきます。資料につきましては、ハイフン8頁、9頁等のグラフ、表でございます。

表の9頁を、横置きとなりますが御覧いただきますと、こちらは毎年4月に委託者の方から御提出いただきます、委託状況届というのがございまして、それと本年10月に当局で実施いたしました、家内労働概況調査から、福井県内の家内労働者に携わる委託者及び家内労働者について集計をしたものでございます。

県内の家内労働者、家内労働従事者数の総数につきましては、一番下の行にありますように1,340人でございます。業種別に見ますと最低工賃が設定されております衣服製造業を含む繊維工業、Eの11でございます。こちらの合計は、家内労働者で402、補助者を合わせまして405で全体の約3割、30.2%を占めているところでございます。

同じく最低工賃の設定があります、眼鏡製造業が含まれます、その他の製造業。こちらにつきましては、Eの18、Eの32でございますが、家内労働者601、補助者29の合計630人となっております。

これについての、その他の内訳につきましては、この後、実態調査を御説明させていただく際にも見ていただくのですが、黄色い仕切り紙がございまして、その後ろに実態調査を入れてございます。

この表紙をめくっていただいた、調査の概要という頁がございまして、別冊ハイフン2頁でございますが、こちらの下から5行目のところに眼鏡製造業の委託者といたしましては30社、それから家内労働者数としては171名というところがございます。

頁をお戻りいただきまして、ハイフン9頁でございますけども、冒頭の9頁でございますが、今ほどEの18、32のその他製造業の630人ということをお知らせしました。ですが、眼鏡製造業に絞りますと今、見ていただきました30社、171人ということで、全体の12.8%というような割合となっております。

9 頁の説明に戻ります。続けますが、全業種の合計で、男女別の人数は女性が、合計いたしまして 1,171 ということで、全体の 87.4% を占めているということでございます。

次に、委託者でございますが、右から 2 列目でございます。県内の委託者は 124 件でございます。業種別で見ますと、繊維工業が 45 件と最も多く、全体の 36.3% を占めております。眼鏡製造業が含まれる、その他の製造業は 47 件でございます。先ほど御説明いたしました、眼鏡製造業の委託者は 30 件、全体の 24.2% ということでございます。

これ以外の E の 9、10 というような食料品製造業から機械器具製造業等々を見ていただきましても、この 2 業種以外の業種では家内労働者は 100 人未満という状況が見てとれます。

1 頁戻りましてグラフでございます。繊維工業とその他の製造業及び全業種に係る委託者と家内労働者の集計につきまして、令和 3 年から令和 7 年の 5 か年を年次の推移を取りまとめた表グラフでございます。これらを見ますと、繊維製造業が含まれます繊維工業の家内労働者数については、漸次減少傾向となっております。

( 赤澤委員、到着 )

はい。それでは説明を続けさせていただきます。今ほどはファイルをお開きいただきまして、右下、左下それぞれに頁数が振ってございまして、こちらの 8 頁、9 頁を御説明させていただいております。

8 頁の表グラフにつきましては、全産業、繊維工業、それから、その他の製造業の委託者の推移でございます。中ほどの棒グラフを見ていただきますと、繊維工業については、漸次減少傾向になっておりますし、眼鏡製造業が含まれます、その他の製造業については増減が見られていますが減少しているという状況にもなっております。

資料には入れてございませんが、厚生労働省本省が示します最低工賃の手引きというものがございまして、これにつきましては最低工賃が設定されている適用家内労働者が 100 人未満に減少して、将来も増加する見込みがないというような実効性を失ったものについては、今後その在り方を検討した上で廃止することも検討するというような取扱いにはなっておりますが、先ほど申し上げた適用労働者につきましても、そういう状況ではございませんので、現状そのような状況にはないということについて、本日、御確認をお願いするとともに、また、その他の業種で新たな最低工賃を設定する状況にもないということをお確認いただきたいと思っております。

説明は、以上でございます。

森瀬部会長

ありがとうございました。

今、事務局から説明がありましたように、県内の業種別家内労働者について、繊維工業については家内労働者数 402 人、前年が 464 人、委託

者 45 件、前年が 59 件。眼鏡製造業については、家内労働者数が 171 人、前年が 222 人、委託者は 30 件、前年が 34 件ということであって、両業種の最低工賃は、実効性を失ったとは認められず、廃止する状況ではないということと。

それからまた、これ以外の業種では家内労働者数が 300 人を超えるものではなくて、新たに最低工賃を設定する状況ではないことと、以上のような御説明であったかと思えます。

これらについて皆様から何か御質問、御意見等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

質問ないようですが、それでは県内の家内労働の状況について現行の最低工賃を廃止する状況にはないこと。また、新設する状況にもないことを当部会として確認させていただきます。どうもありがとうございました。

それでは次に、議題 3、第 14 次最低工賃新設・改正計画の実施状況及び第 15 次最低工賃新設・改正計画について、事務局から御説明をお願いします。

木村賃金室長

それでは、続きまして資料はハイフン 10 頁からになります。

10 頁につきましては、県内の衣服と眼鏡製造業のこれまでの改正の経過をお示ししているものでございます。また、11 頁につきましては、本年度も含めまして、令和 7 年度から令和 9 年度までの 3 か年の全国の最低工賃の改正の計画をお示ししているものでございます。

おめくりいただきました、横置きの 12 頁につきましては、こちらは第 14 次ということで、これまでの 3 か年、令和 4 年度から令和 6 年度までの改正計画に対する状況を入れてございます。表の下のほうに注意書きのところ、 でありましたり、 でありましたり、 でありましたり、こういったところの記号が入ってございます。

それを取りまとめましたのが 13 頁でございます、13 頁は、全国の 3 か年の第 14 次最低工賃新設・改正計画の進捗状況ということで、本年 3 月 11 日現在となりますが、中央の家内労働部会のほうでの資料を引用させていただいております。

この 3 か年で改正は 99 件を予定しておりましたが、合計しますと公示済みで 36 件の 36.4%、見送りというものが 40.4%という状況となっております。ただし、令和 4 年度、5 年度、6 年度の推移が下の表に出てございますけども、最低賃金の引上げ額が大きくなることによりまして、最低工賃も見直す必要があるというようなことが令和 6 年度から本省からも言われてございまして、順次、公示済みが増えていっている状況ではあるのですが、6 年度については調査中であったりするところもあるという状況でございます。

14 頁でございます。昨年度、当家内労働部会、最低工賃専門部会では衣服製造業の最低工賃について改正をしていただきました。この内容につきましては、ハイフン 25 頁に衣服製造業の改正をしていただきましたものの、リーフレットを入れてございます。

それで、14 頁に戻りますが、令和 6 年度全国の衣服関連の最低工賃の改正状況について御覧いただければと思いましたので、関連のあるところは 14 頁で黄色くマーカーを入れているところでございます。

もう既に、発効しているのは青森、当福井でございます。3 月 11 日時点でそういう状況でございました。

それで、この家内労働部会を開催するに当たりまして、改正がありました各都道府県労働局のホームページから衣服製造業の改正結果のリーフレットを順次つけております。

例えば、17 頁でございます。こちらは青森のリーフレットの男子既製服や婦人服ということで、当福井においては婦人服の衣服製造業でもスカート、スラックスというような婦人服製造業がありますので、17 頁の下のほう、スカート、スラックスが福井と同様な青森の状況となっております。見比べていただきますと、例えば、福井の糸くず取りは 1 枚につき 25 円ということで改正をしていただきましたが、青森においてもスラックスについては同額の 1 枚につき 25 円、糸始末でございますが。スカートにつきましては 1 枚につき 21 円という状況が見てとれます。

19 頁は栃木の例でございます。上のほうの右側の表でございますが、婦人服関連の既製の洋服がございまして、こちら一番下の行の糸くず取りにつきましては、1 着につき 23 円というようなものとなっております。

その裏、千葉でございますが、こちら糸くず取りだけで注目していきますと 1 枚につき 21 円という状況となっております。

このようなところで、鳥取の例も入れてございますけども、22 頁でございます。スカートについて、こちらは 1 枚につき 17 円という状況でございます。全国でも衣服製造業についてはこのような改正がなされています。

27 頁には、眼鏡製造業の現行のリーフレットを入れてございます。

こちらにつきましては、若干、補足の説明をさせていただきたいと思っております。本日、机上配付で横置きの令和 5 年 3 月 27 日の官報公示文をお配りしております。

御説明したかったのは、リーフレットのほうに書かれております、適用される家内労働者、委託者の範囲でございますが、リーフレットのほうでは福井県内で眼鏡製造業に係るねじ込み、ろう付け、粗磨きの業務に従事する家内労働者及びこれらの業務を委託する委託者というような記載にはなっていますが、官報公示文を見ていただきますと、上から 7 行目に 1、適用する家内労働者というのが規定されています。こちらは福井県の区域内で眼鏡製造業に係る業務に従事する家内労働者となっております。適用する委託者につきましては、前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者となっております。これ何が言いたいかと言いますと、リーフレットでは、ねじ込み、ろう付け、粗磨きの業務ということで、絞って御案内はしていますが、そもそも、今回、御審議いただく眼鏡製造業の最低工賃の、まず適用範囲は眼鏡製造業にかけているということで整理をしていただいて御議論をいただきたいと思っております。

官報公示の範囲の中で御審議をいただきたいということの押さえを御説明させていただきました。

次に、3か年計画につきましてでございますが、資料の11頁に戻らせていただきます。

こちらにつきましては、今後の改正計画ということで、昨年度、御承認をいただいたもののおさらいでございます。本年度につきましては、中ほど、赤いくくりのところで18福井と書かれましたが、令和7年度は眼鏡の製造業の改正を予定しているところでございます。令和8年度については、衣服製造業でございます。令和9年度につきましては眼鏡製造業ということで、これからは双方隔年に改正をしていく計画となっております。

それに対しまして、前の頁の黄色と緑色のところでございますが、14次計画までは2年を置いて、3年ごとに見直すという流れでございましたので、今回、眼鏡製造業につきましては、令和4年度からの審議を経て今回の審議に至っているという流れとなります。

そうしますと、資料の29頁でございます。資料の29頁は、最低賃金側の金額の推移をお示ししたものでございまして、令和4年度、眼鏡製造業の、御審議をいただきましたときの最低賃金額は888円でございます。本年度、最低賃金は1,053円まで引き上がっております。令和4年から令和7年までの引上げにつきましては18.5%アップという状況となっておりますので、これも踏まえまして御審議をお願いしたいと思っております。

説明については、以上でございます。

森瀬部会長

はい、ありがとうございました。

ただいまの説明について何か御質問、御意見等ございますでしょうか。

よろしいですか。

西村賃金室長補佐

部会長すみません。赤澤委員が到着されましたので、改めて、御紹介だけ、すみません。

委託者代表で赤澤賢紀委員。

赤澤委員

よろしく申し上げます。

西村賃金室長補佐

ありがとうございます。

森瀬部会長

では、続けていきますけれども、今のところは御意見がないということで、次、今、御説明いただいた14次最低工賃新設・改正計画の実施状

況及び第 15 次の最低工賃新設・改正計画については了承するといたします。

次に議題の 4、福井県眼鏡製造業工賃等実態調査結果等について、事務局から御説明をお願いします。

木村賃金室長

はい。では引き続きまして、御説明させていただきます。

資料につきましては、黄色い仕切り紙を挟みました後ろ側に、別冊といたしまして、頁数を振り直しまして、福井県眼鏡製造業工賃実態調査結果を取りまとめてございます。

2 頁に移りますと、調査の概要でございます。本調査は福井県眼鏡製造業最低工賃の改正審議の資料とするため、福井県内の眼鏡製造業のうち製造加工業務を家内労働者に委託していると思われる事業者、委託者に対しまして実態を把握するために実施をいたしました。調査対象期間としましては、本年の 9 月の実績を基に調査をしております、工賃としては 10 月に支払われるものの取りまとめてございます。10 月 16 日から調査を始めまして、一応締切りをもって御回答いただけなかったところには、架電で調査をさせていただくなどして追跡をしております。

本調査につきましては、4 月の委託状況届等々から把握しております、眼鏡製造業の 37 社に郵送をいたしました。送付して回答をいただいたというものでございます。

その結果でございます、4 の(1)委託者調査のところでございますが、調査票の提出率につきましては、37 社中 35 社から回答いただきまして、提出率につきましては 94.6%となっております。

この中で委託をされているという委託ありが 30 社でございます、昨年は 34 社でございます。この委託ありの 30 社のうち、現に、最低工賃の適用を受ける委託者といたしましては 13 社でございます、昨年は 14 社ございました。

眼鏡製造業の中で委託を行っている 30 社について、こちらの家内労働者数を足し合わせますと、総数で 171 名というようなことで、前回、令和 4 年度は 222 名でございます。適用があるといった 30 社のうちの 13 社でございますが、この 13 社の何らかの家内労働を行っている者の、家内労働者数を足し合わせますと 97 名となっております。このうち現に部位でありますとか材質というように適用を受ける家内労働者数につきましては 48 名ということで、前は 76 名でございますので、ここは大分減少をしているという状況でございます。

それではおめくりいただきまして、別冊の 4 頁でございます。

こちらは第 1 表でございます、委託者の方から御回答をいただいたものを集計したものでございます。今回 35 社から回答をいただきましたので、有効回答数としては 35 とさせていただいております。

1 頁の中で左半分は、令和 7 年度の本年度調査。右半分は、前回の令和 4 年度の調査との見比べというような作り方としております。

主な生産品ということで、4 頁の一番上でございますが、チタン枠が 19 件ということで、54.3%と最も多いということですので。

それから、集計の家内労働者数と補助者数の状況、代理人の状況などは御覧のとおりでございますが、5頁の下のほう、2の(3)工賃決定で重視する事項でございます。こちらは複数回答となっておりますが、世間相場というのが42.9%と一番、最も多く、次いで、家内労働者の希望と相談の上ということで34.3%、また、福井県最低工賃や福井県最低賃金、こちらを重視するというようなものも6件、7件というような数字となっております。

おめくりいただきまして6頁でございますが、必要経費でございます。家内労働によって生じます必要な経費につきましては、家内労働者が負担をしているという割合が66.7%というような状況でございます。同じく6頁の上から二つ目の表でございますが、2(5)家内労働者の必要経費の種類でございますが、電気代というようなものが60%と最も多くなっておりまして、そのほか工具代というようなものもございます。それから、材料代というのもその他の中に含まれていたりします。

今回の調査に当たりまして、前回調査のときの、前回審議の中で御意見としていただいております、ねじ込みの工程において、ねじ込み機自体を貸与されているかどうかということについて今回調べております。

その結果、ねじ込み機の貸与を受けていないという回答が60%ということになります。それから、2の(7)ろう付け機につきましても同じように、貸与の有無ということで、貸与なしが71.4%となっております。

不良品の取扱いにつきましては、やり直すというところが40.0%と最も多く、問題にしないというのが、次いで34.3%という状況となっております。

次に、8頁、9頁、横置きとなります。

こちらからは第2表というようなことで、それぞれ枝番のハイフンが振ってございます。第2表-1につきましては8頁、横置きいたしました上段の表と下段の表がございます。上段の表につきましては、本年度の調査結果、下段の表につきましては参考として、前回の令和4年度の実態調査結果を載せてございます。8頁、9頁は同じ表となっておりますが、8頁は委託者数を数字として表しております。

9頁につきましては、それに対応いたします家内労働者数、人の数を記載しております。8頁上段の表を見ていただきますと、こちらは最低工賃の工程のうち、ねじ込みについて調査をしてまとめたものでございます。

当県の眼鏡製造業最低工賃につきましては、ねじ込みは座金の組み込み作業を含むものに限となっております。ですので、組み込み作業を含むものを上に、含まないものを下のほうにまとめております。

材質、部位それぞれございまして、現行の最低工賃ということで、座金の組み込み作業を含むものについては最低工賃額が適用されますので、丁番については5円50銭。智、丁番以外については4円50銭、レンズ部も丁番以外ということで4円50銭ということで最低工賃が決められております。

それに対しまして、数字が2から13まで、左から右に入っておりますが、こちらは工賃の単価を表しているもので、何円・何社というような

分布を見ていただくことができます。青色の帯で塗ってありますところは最低工賃未満を示すところでございます。

チタンの丁番 5 円 50 銭の一番上の行を見ていただきますと、11 社、発注がございますけれども、それは全て 5 円 50 銭以上ということで、全て最低工賃を上回っている注文ということになっております。

それに対しまして、2 行目のチタンのうち、4 円 50 銭でございますが、4 社ございまして、そのうち 3 社は、最低工賃を下回った単価での注文というような、そういった見方となるものでございます。

さらに右に目を移していただきますと、参考というところで、1,297 円でございますとか、1,123 円というものが入ってございます。こちらにつきましては単価に対しまして、数量、1 時間当たり何個できるのかということも尋ねておりまして、これを掛け合わせました、1 時間当たりの工賃額の記載をしております。こちらは回答があったものの単純平均となっております。

例えば、チタンの一番上の、座金の組み込み作業を含むチタンの丁番につきましては、1 時間当たり 1,297 円、そのような金額になります。チタンの智、4 円 50 銭につきましては、工賃未満が多いということを示し上げましたが、ただ実際の金額にしますと、1,123 円相当になるということでございます。

同じように下のほうに目を移していただきますと、400 円とか 800 円というような、少し低廉な方が見受けられます。こちらについては、座金の組み込み作業を含まないという最低工賃の適用除外となっている方でございます。チタンの治具付でございますとか、洋白の智の部分については、一つ当たり 2 円というような単価となっております。1 時間当たりの数量を掛けますと、400 円や 800 円の金額ということとなっております。

令和 4 年度との比較で見比べていただきたいと思います。例えば、チタンの丁番、当時 5 円のところでございましたが、一番低い単価が 4 円とか 5 円という単価となっております。こちらが上段の上の表でいきますと 5 円 50 銭とか 6 円が金額としての低いところとなっておりますので、その分向上をしていると見受けられると思います。チタンの智も令和 4 年度につきましては 2 円という分布となっておりますが、今年度は最低工賃未満でございますが、3 円とか 4 円ということで、ここも単価としては向上していることがお分かりいただけるのではないかと思います。

今ほど最低工賃の適用除外のところ、2 円のところで 400 円、800 円ということで、低廉な方が見受けられますということを示し上げましたが、これは令和 7 年、令和 4 年当時もチタンのその他のところで 2 円というものが、洋白の智で 2 円というものがございました。下から 4 行目ぐらい、3 行目ぐらいですか。あまり、やはりここは単価としては変わっていないのではないかなというところも見受けられます。

以上、ねじ込みでございます。

次にろう付けの工程でございますが、10 頁、11 頁となります。

こちらにつきましては、令和7年度、今年度ですね。洋白についての委託の実績が見受けられなくなりました。洋白の中でマンレイ山というのは最低工賃適用除外となっておりますので、単価が16円から14円まで、最低工賃額として示しているものについては、いずれも委託の実態がないという状況となっております。

ろう付けのチタンにつきましては、どのような工程においても20円という単価でございますが、最低工賃を大きく下回る2円とか5円というようなものがございます。こちらは、令和4年度の表と見比べても、単価自体の向上がないということです。ここ数字が、智が四つ入っていますが、全て同じ会社でございます、1社で工程が別でありこのような表示となっているということでございます。

チタンにつきましては、令和4年度、25円とか27円で発注されているものがございます。ブリッジとリムや、よろい智とリムというところでございますが、こちらは本年度、ちょうど同じような部位でございますけれども、ブリッジとリムにつきましては27円から30円に単価が向上しておりますし、よろい智とリムにつきましても、25円から30円に単価が向上しているという状況でございます。

チタンの令和7年度、上段のチタンの状況を見ますと、工賃額の青い帯から実際の工賃の25円まで、少しここに空白の部分が見てとれますが、最低工賃額よりも実勢のほうが高い水準にあるというようなことがお分かりいただけると思います。

次に、粗磨きでございます。粗磨きにつきましては、12頁、13頁でございます。まず特徴的なのは、13頁を御覧いただきまして、粗磨きの上段の表の小計につきましては、家内労働者数が45人となっております。令和4年度の調査結果につきましては11人で行ったので、ここはボリュームが増えていることがお分かりいただけると思います。粗磨きの中でも業務の内容を見てまいりますと、令和4年度はチタンと洋白だけでございましたが、今年度はチタンでありますとか、プラ、アセテートというようなものが含まれておりまして、こういったものが増えている状況にあります。

12頁でございますが、上にございますように、最低工賃額の適用をしているのはチタンだけでございまして、この部分については1社ですね。8円から10円を出されているところ1社のみが最低工賃未満となっております。令和4年度が一番低いものは7円から8円で発注ございましたので、この分、単価としてはやはり向上をしているということが見てとれます。

ただ、12頁の上の表、粗磨きのチタンの洋白のところ、8円から10円で発注されているものがございますが、こちらの1時間当たりの工賃額としましては、675円相当ということで、ここにも、低廉な方がいらっしやることを見てとれるところがございます。

続きまして、14頁、15頁に移ります。

14頁、15頁は今ほど説明いたしました、ねじ込み、ろう付け、粗磨き以外の業務につきまして、眼鏡製造業の中でこういった委託があるのかということを見わすために、14頁については委託者数で、15頁につま

しては同じ表のつくりで家内労働者数の数字を入れているものでございます。

工程、作業の種類ごとに色付け見やすいように2色に分けてございます。

上につきましてはマスキングでございますが、2社でございます。それからその続きで、ろう付け前の銀ろう貼りという工程が白色で並んでいます。ちょっと通し番号といいますか、左側の番号でいきますと、7から37というようなところでございます。こういったところには、ろう付け前の銀ろう貼りという業務が県内には多くあるということがお分かりいただけると思います。

この金額がどのようなものなのかということが気になるころではないかと思しますので、またこちらは最低工賃の専門部会等が開かれた場合には明らかにしてまいりたいと思っておりますが、手元集計では360円から1,000円程度が、この14頁の上から3行目からの白いところが銀ろう貼りでございますが、360円から1,000円程度の分布となっております。そのほかについては少し細かい作業ばかりでございましたので、ここは省略させていただきます。

16頁、17頁は、こちらは第3表ということで、家内労働者の方の集計をまとめたものでございます。

世帯主との、配偶者の方が52.5%と最も多く、次いで、世帯主本人という方も35.6%いらっしゃるところでございます。16頁中ほどの年齢でございますが、70歳以上が28.8%と最も多く、次いで60代の25.4%、50代の23.7%という割合となっております。

17頁でございますが、今の仕事の経験年数ということで、20年以上が27.1%と最も多く、1年以上5年未満が次いで22.0%となっております。

9月中の仕事で受領した工賃、17頁の中ほどの表でございますが、5万円以下が32件ということで54.2%と最も多くなっております。

次の9月中の仕事の日数については16日から20日というのが23.7%と最も多く、一番下の1日の平均労働時間というのは2時間から4時間というのが32.2%となっております。

18頁でございます。9月中の工賃額の平均値をまとめまして、これを1時間当たりで割っていきますと1時間あたりは大体585円程度になっってくるというようなことでございます。

この中で最低工賃の適用を受ける方に絞って集計をし直しますと、648円相当というようなところでございます。

先ほどは9月でございましたが、1年間を平均した1か月当たりの工賃というのはやはり5万円以下というのが52.5%と多くなっております。

18頁下のほうでございますが、自分持ちの材料、電気代が、大体どのぐらいなのかということで5,000円以下が21件の35.6%、工賃額についてどのようにお考えになるのかというと、ちょうどいいが49%に対しまして、安いと思うのが47.5%となっております。

19 頁以降につきましては、個別にコメントがありましたものを転記しているものでございます。上二つ、家内労働者等の最低工賃について御意見、御要望と書かれているものところにはマスキングが二つ入ってございますけども、マスキングについては、結構、割と高めの数値で、金額としては高かったかなというところがあります。そのほか、ろう付けに対する意見というものや、ねじ込みに対する意見というものもございますので、こちらを御参照いただきながら御審議いただきたいと思えます。

私からの説明は、以上でございます。

森瀬部会長

はい、ありがとうございました。

詳細に説明をいただきましたけれども、ポイントについてはおさらいで申し上げますと、眼鏡製造業最低工賃に設定されている材質、部位については実態調査結果、第2表の1から6表に記載があって、現行の最低工賃について、設定されている作業工程等、実態調査の結果、明らかになった実際の作業工程との乖離が見られないか確認する必要があること。

それから、眼鏡製造業最低工賃に設定されていない材質、部位については実態調査結果も同じく第2表の1から6、同じ頁ですけど記載があって、最低工賃適用外と記載されていますけれども、ねじ込み、ろう付け、また粗磨きの業務に該当するものについて、現行の最低工賃に追加統合すべき工程、材質、部位がないか確認する必要があること。3点目として、眼鏡製造業最低工賃の設定がなされていないねじ込み、ろう付け、粗磨き以外の業務については、第2表の7から記載ございますけれども、これに該当するものについて、現行の最低工賃に追加すべき工程があるかないか確認する必要があること。

以上の大きく分けて三つのポイントがあるかと思えますが、これについての審議については次のところ、次第5で行いたいと思えますけれども、まずはこの実態調査の結果そのものについて、何か御意見、御質問でございますでしょうか。

中澤委員。

中澤委員

はい。資料のほうの第2表1、何点かあるのですが、第2表1のこちら、ねじ込みの項目になるのですが、令和4年の調査の際に、座金、ワッシャーの組み込みの作業を含むものにステンレスとSUSっていうのが含まれているのですが、これが上の欄になると削除されているという形になっているのです。これ何か理由があれば教えてください。

あともう一点。資料2のほうの粗磨きのところで、令和4年度の調査ですと、金額の幅が13円から15円ぐらいの幅になっているのが、粗磨き、令和7年になると、あれは6年、7年になると110円から150円、差が広まっているというところがあるのですが、これ何か調査結果に、調査の関係で何かありましたら教えてください。はい。

以上です。

木村賃金室長

はい。お質問いただきましてありがとうございます。今ほどの御質問は、調査結果の別冊のハイフン8頁の下の、下段の表でございまして、座金の組み込みを含むものの中にステンレスとSUSがございました。今回については、それらの実態がないということでございます。この背景につきまして、詳細なことは分かってはおりません。

水島委員、何かもし状況御存じでしたら、教えていただけたら。

水島委員

根本的に、まずこれは前回、おそらく、3年前のときにお話が出ていたかと思いますが、SUSに関しては座金を入れる必要がありませんので、そもそもこの項目があることがおかしいということの観点から、これを排除するかどうかというように考えております。

木村賃金室長

もう一点、御質問いただいておりますのは、別冊の12頁のチタンのところの単価が110円から150円というようなフロントという部分の粗磨きでございます。こちらについてもその当時は、令和4年当時はそういったものの業務を把握できなかったのですが、今回そういったものが出てきたと承知はしておりますが、そういった商品の売れ筋とか需要というところについては把握しておりませんので、申し訳ございません。

回答は以上でございます。

中澤委員

はい。

森瀬部会長

はい、ありがとうございました。

ほかは何かございますでしょうか。よろしいですか。

では、これまでの説明等を踏まえまして議題5、福井県眼鏡製造業最低工賃の改正決定の必要性の有無について、審議に入りたいと思います。

まず、その進め方についてでございますけれども、改正決定の必要性の有無について、初めに家内労働代表委員のほうから、次に委託者の代表委員の方から順番に御意見をお伺いし、その後に公益委員も含めて、委員の皆様からそれぞれの御意見に対する御質問などを御意見とかを伺いたいと思います。

なお、先ほど説明があった15次の改正計画のとおり、次の改正審議のときは、2年後の令和9年度となりますので、そのこともお含み置きいただいて、御意見、頂戴できればと思っています。

では、まず家内労働者側の委員の方々からいかがでしょうか。

中澤委員

では、私のほうから、改正計画の必要性の有無ですけれども、基本的に、先ほど事務局の方からの御説明がありましたとおり、最低賃金が、令和4年から令和7年に比較しまして18.6%引き上がっているという部分もございまして、この間の物価上昇というところ等々も加味しますと、やはり改正をする必要があると考えております。

こちらのほうからは以上とさせていただきます。よろしく申し上げます。

森瀬部会長

では、委託者側の委員の皆様いかがでしょうか。順番に赤澤委員のほうからお願いします。

赤澤委員

毎年上げていきたいとは思いますが、なかなかメーカーさんらが、最近の最低賃金と比例して上げてくれないというか、どこかでこれ以上、上げられないというところが出てくると思うのです。最終的に国が1,500円までもっていくと言っておりますが、周りの工場さんら見ると、やっていけるかなというのが正直なところですね。メーカーさんらが、どれだけ出してくれるかというところにかかっていると思います。できるだけ、上げていこうとは思いますが、

以上です。

森瀬部会長

井上委員。

井上委員

はい。なかなかシビアなところではないかなとは思いますが、実情はやはり企業さんの声を聞きますと、全体的な最低賃金についても正直しんどいなっていうのを聞いてはおりますけれども、とはいえ、それを支える家内労働者もいらっしゃるし、企業努力していただくしかないのかなっていうところはありますけど、現場の声としては本当に赤澤委員もおっしゃいましたが、厳しい状況ではあるかなと正直思います。

森瀬部会長

水島委員。

水島委員

今、最低賃金が顕著に上がっていると感じております。しかもそれに加えてここ最近の、ここ近隣における政情不安というの、いろいろ世界的な不安もあります。国内の不況というのは我々眼鏡業界で見れば、非常にどん底の状況にある中で、いろいろなコストが、電気代も含め全てのコストが上がっております。特に貴金属に関しては、これはもう狂気じみた価格としか言いようがない値上がりの幅をしております。1年

前に比べて2倍になっていると。普通の原材料がここまで上がるということは非常に珍しく、これを耐え得るための努力というのは企業努力で賄ってはいるものの、その他のコストも上昇をしている上では、賃金もコストも上がるということでは、これ以上の企業努力がどこまで我々が反映できるかというところではあります。

その中で我々が眼鏡業界において一番、緊急性の高いものと捉えているのは当然コストもそうなのですが、コストにかかるものを価格に転嫁するという努力も必要ですが、それ以上に人材の確保というものが非常に大きなウエートを占めております。これを緊急課題と捉えておりました、先ほども御報告があったように、枠の磨きですね。磨きの人間が、人たちが増えていると思います。これは会社を退職された方が御自分でやる方法も増えてはおりますが、そういうところに頼らざるを得ないという現状が実は我々の中にもあります。それを打開するためにも、今、福井県の眼鏡協会が取り組んでいるのは、枠磨きの人たちの地位向上ということをやっております。いろいろな研修で若手を育てるような事業を展開しています。それが少しずつ反映されてきているのであろうと思います。そういった人たちを応援するためにもある程度のところは容認する必要があると我々は考えております。ただ、これ以上ちょっと、ある程度の部分で歯止めをかけてはおきたいとは思っておりますが、なるべくなら何とかこの人材確保の面からも、賃金を見直したいとは思っておりますが、その辺のところ、事情を酌んだ上での協議は必要だと考えております。

森瀬部会長

ありがとうございました。

両側のほうから御意見頂きましたけれども、公益の皆さんも含めて質問とか、御意見とかありましたら。

前田(聡)委員。

前田(聡)委員

最低工賃は最低賃金に準じてとありますので、方向として上げて行くと思うのですが、本当に貴金属の高騰も聞きますのでなかなか厳しい中、もう少し現状に立って上げていって行く方向で考えられたらいいかと、少しでも。

森瀬部会長

はい。諸隈委員、いかがでしょう。

諸隈委員

前田(聡)委員と同じ意見ですが、眼鏡の業界の中で、外国人労働者だとかっていうところはどんな感じなのかなってということが。

水島委員

今回は家内労働者のところだと思うのですが、業界の現状を申し上げると、多分、増えているとは思いますが。外国人労働者の受入れという。

諸隈委員

工場内に労働者として入っている。

水島委員

工場内というか労働者として入っている部分が多少はあると思われます。

森瀬部会長

私からもちっとお聞きしますけど、先ほど、何かもう狂気的な状況だということで、そこまでやっぱりすごいのかっていうのを。ちょっと驚かされるような。

水島委員

3年前と比べれば7倍となっています。

鉄鋼材料は7年前と比べると1.5倍から2倍なのです。ところが、貴金属に関しては7倍という狂気じみた数字になっています。ある金属に関しては15倍です。これを一応使っている部分が多少なりともあります。全く全部使うわけではないので、それはもう非常に大きな影響を及ぼしまして、当然、価格転嫁もしますけど、もう転嫁が追いつかない状況。下手すればその部分の事業をやめざるを得ない状況にも追い込まれているところでございます。

森瀬部会長

何か御意見なり、何か聞いておきたいようなこととか、ございますか。

どうぞ。

杉田委員

やはり厳しい中でも、やはり何とかしていかないといけないなというのはあります。最初に、工藤部長や部会長が言われたように、この家内労働者の方々への対応というのはやはり、この経済に対する影響というのは大きいなと思っています。

そんな中で、皆さん言われているようにやっぱり厳しい状況は重々承知の上で、とは言うものの何かしないといけないなと。最後に意見もありましたとおり、やはり安い中でされているという状況で多分かなり厳しい実情だと、私の組織の中でもそういうことも聞いておりますので、やはり何とかしたいなという思いがあります。そこで、少し価格転嫁の話もございましたけども、そういう対応をしながら何かしていかないと思ひ、私、組織の中での価格転嫁調査をやったりとかして、労使で何とかしていけるような施策をしていますけども、多分、全体的に何かをしないと駄目なのかなと思います。

当然、労側からすると上げてほしいのは当然ですし、経営側からするとやっぱりしんどいよってというのは当然だと思います。資料の中でも3年ごとの見直しということもございました。2年後、ますます多分、厳しい状況は目に見えていると思いますので、ここはやはり改定の方では行くにしろ、皆さん厳しいという何か知恵を出し合って建設的な方向性を出していかないといけないのかなという感想でございます。

森瀬部会長

ありがとうございます。

ほかによろしいでしょうか。

では、それぞれ家内労働代表の方から、それから、委託者代表の方から、双方の意見頂きましたけども、意見をかいつまんでまとめるような形でお示しさせていただきますと、家内労働者代表の方からは、前回の令和4年から、今回の最低賃金の上昇に加えて物価上昇等がなかなか大変な状況を見れば、改正の必要があるだろうし。やっぱり全体として考えていく必要があるというような御意見であったらと思います。

それから、委託者代表の委員の方々から、もう本当に置かれている産地の状況ってというのは厳しいというような御意見を頂きましたけれども、一方で先につなげていくという意味。特に、この人材を確保していくという観点からすると、何らかやっぱり対応をしていく必要があると。厳しい中ではあっても支えてもらっている家内労働者の方々に何らかの措置は必要であろうというような御意見であったらどうかと思っています。

ということで、ここにおられる公益委員において協議を行いたいと思いますので、それでは5分間の休憩をさせていただいて、今11時15分でございますので、11時20分まで休憩とさせていただきたいと思えます。

それぞれの委員の方の席を離れていただいて結構ですけど、11時20分に始められるように御着席いただきたいと思えます。

では、休憩いたします。

(休 憩)

森瀬部会長

それでは再開します。休憩前の御意見について協議を出しました。その結果について申し上げます。

もう端的に申し上げますけど、我々、公益委員といたしましても、現下の状況を見れば、厳しい中であってもやっぱり改正するという方向性でいくべきであろうということでもございました。

それでは、3者それぞれの側から意見が出そろいましたので、この家内労働部会として改正決定の必要性があるなしについて、結論を出すために、ただいまから採決を行いたいと思えます。

ここからは、議事は非公開となりますので御了解願います。

～ 非公開審議 ～

採決に当たりましては、部会長である私は可否同数となった場合に決裁権をしますので、私を除いた形で採決を行いたいと思います。

それではまず、改正決定の必要性があるということに賛成の方、挙手をお願いします。

ありがとうございます。

反対の方ってというのはいらっしやらないということで、全会一致をもちまして、当会としては、改正の必要性があるということを経済委員といたします。

～ 公開審議 ～

それでは、ここから議事は公開に戻したいと思います。

福井県眼鏡製造業最低工賃の改正の必要性について、あるとの結論が得られましたので、今後の予定について、事務局のほうから御説明をお願いします。

木村賃金室長

はい。それでは福井県眼鏡製造業最低工賃の改正決定につきまして、必要性を認めると結審をいただきましたので、この改正の決定について、いわゆる具体的な金額審議につきまして、労働局長から福井地方労働審議会、会長宛てに諮問をさせていただきたいと思います。

今、諮問文の写しをお配りしておりますので、こちらを御確認いただきたいと思います。

それでは朗読させていただきます。

令和7年12月12日、福井地方労働審議会、会長、橋本康弘殿。

福井労働局長、石川良国。

福井県眼鏡製造業に係る最低工賃の改正決定について（諮問）。

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、福井県眼鏡製造業最低工賃（令和5年福井労働局最低工賃公示第1号）の改正決定について、貴会の調査審議を求める。

以上でございます。

では、諮問を行いますので、部会長、工藤部長、前のほうへ。

（ 諮 問 ）

ありがとうございました。

では、ここで工藤労働基準部長から御挨拶がございます。

工藤労働基準部長

皆様におかれましては、大変お忙しい中、御審議を賜りまして誠にありがとうございます。福井県眼鏡製造業最低工賃の改正決定につきましては、改正決定の必要性ありとの答申をいただき、これを受けまして、

今ほど金額審議に係る諮問をさせていただきました。今後、年が明けて1月に開催いたします最低工賃専門部会におきましても、委員の皆様には何かと、御苦勞をおかけすることにもなりますけれども、近年の最低賃金の引上げとの均衡も考慮いただき、全会一致での結審となりますよう何とぞよろしく願いいたします。本日は誠にありがとうございました。

木村賃金室長

それでは、今後の流れにつきまして、御説明させていただきます。

ただいまの諮問に合わせまして、次の二つのことを行います。

一つは、最低工賃の改正決定に係る関係家内労働者及び関係委託者の、県内の方からの意見を求める公示でございます。この公示期間につきましては、本日から12月26日までの2週間を予定しております。

もう一つは、具体的な最低工賃改正に係る調査審議を行うための最低工賃専門部会を設置するということでございます。この最低工賃専門部会の委員につきましては、審議会の委員及び臨時委員の中から、地方労働審議会会長が指名するということとなっております。基本的にはこの部会の委員の方々が指名される予定となっておりますが、眼鏡製造業最低工賃専門部会につきましては、眼鏡製造業関係の工賃の専門的な審議を行うということとを考慮いたしまして、一部の委員の方を入れ替えて行わせていただく予定となっております。

指名された委員の方々には別途御連絡させていただきますが、日程につきましては、第1回の最低工賃専門部会を来年1月21日、水曜日、午後1時30分から。第2回目の最低工賃部会を同年1月26日、月曜日、午後1時30分から開催をしたいと考えております。また、その予備日といたしましては、翌日の27日を御念頭に置いていただければと思っております。

この最低工賃専門部会の審議を経て、答申として頂いた場合には、異議申立てを、今度、受け付けるというような流れとなるのですが、異議申立てがなされた場合には、異議審の開催も必要となりますので、これは、またその際に御案内をさせていただければと思います。

引き続き、日程の確保に御協力を賜りますように、どうぞよろしくお願い申し上げます。説明は以上でございます。

森瀬部会長

はい。ただいまの事務局から今後の流れの案についての説明について、何か御質問とか御意見とか、ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

最後に、それ以外のことについても何か御意見とかございませんか。ないようでしたら閉会といたします。

本日は、どうもありがとうございました。

(閉 会)